

新型コロナウイルス感染症に関する
兵庫県への緊急要望書

令和2年7月

西 宮 市

《目 次》

1. 地方の減収に対する財政措置について-----	1
2. 休業要請事業者経営継続支援事業の対象拡充について-----	2
3. 経営相談、創業支援の強化及びその拠点整備に対する支援について-----	3
4. 持続化給付金の給付対象者要件の緩和について-----	4
5. 通所介護事業所等の介護報酬減少に対する支援について-----	5
6. 住居確保給付金について-----	6
7. 感染症発生動向調査事業にかかる国庫負担について-----	7
8. 感染防止対策用資機材の安定供給について-----	8
9. 医療スタッフの人的支援について-----	9
10. 新型コロナウイルス感染症の影響による学校施設改修工事の延期に伴う学 校施設環境改善交付金交付決定事業の特例措置について-----	10

1. 地方の減収に対する財政措置について

[課 題]

新型コロナウイルス感染症対策として、自治体が行う施策の地方負担に対しては、地方創生臨時交付金が国から交付されるが、市税など予定していた収入が減収となることによって、財政状況の悪化が懸念されます。

[要 望]

今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、滞納による市税の減など、地方が減収となった分については、普通交付税による財政措置が適切に図られるとともに、減収補填債発行の対象税目拡充など、地方に対する財政措置の拡充を国に働きかけて頂きますよう要望いたします。

[所管課] 財務局 財務総括室 財政課

2. 休業要請事業者経営継続支援事業の対象拡充について

[課 題]

兵庫県においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が発令され、令和2年4月15日から商業施設等に対して休業要請を行い、食事提供施設等に対しては営業時間の短縮を要請していました。その際、本市において阪急西宮ガーデンズやららぽーと甲子園などの大型のショッピングモール等は一部の食料品や医薬品の販売を行う店舗や医療機関を除くすべての施設を感染症拡大防止の観点から休館としていました。これにより休業要請等の対象施設に該当しない事業者は、入居している施設が休業・休館となったことで合わせて休業を余儀なくされました。そのような状況で、休業要請事業者経営継続支援事業においては支援対象にはならず経営継続がより厳しくなっています。

[要 望]

県の休業要請に基づくか否かに関わらず、感染症拡大防止のために休業・休館していた百貨店やショッピングモールなどで営業をしていた、休業要請の対象となっていない業種の店舗等に対して、休業要請事業者経営継続支援事業の対象拡充、またはそれに代わる支援策を実施されることを要望いたします。

[所管課] 産業文化局 産業部 商工課

3. 経営相談、創業支援の強化及びその拠点整備に対する支援について

[課題]

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小・小規模事業者の経営環境が短期間で悪化し、商工会議所では、会議所内に臨時相談窓口を設置し、経営指導員が経営相談を行っています。経営相談数は4月～5月で884件と例年の4倍近くになっています。今後も、影響が長期化する可能性が高く、今後、廃業や職を失った方の新たな起業に関する相談も増加することが見込まれます。商工会議所においては、限られた人員と予算の中で対応が難しい状況となっています。

[要望]

商工会議所の経営指導員の人件費、経営相談や創業支援を行うための予算の拡充及び経営相談や起業支援を行う拠点整備に対する支援を要望いたします。

[所管課] 産業文化局 産業部 商工課

4. 持続化給付金の給付対象者要件の緩和について

[課 題]

持続化給付金は事業の継続を支え、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金として給付要件を満たす事業者に給付していますが、給付要件には「2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること」という項目があります。しかし、売上高の減少が50%に満たない事業者は自治体が独自に実施する支援策の対象から外れた場合には一切の支援金がありません。

[要 望]

主に個人事業主や小規模事業者は資金繰りの悪化が事業継続に致命的となりやすく、売上高の減少が20%を超えると非常に苦しいとの声もあることから、持続化給付金の給付要件である「前年同月比で50%以上減少」を緩和することを国に働きかけて頂きますよう要望いたします。

[所管課] 産業文化局 産業部 商工課

5. 通所介護事業所等の介護報酬減少に対する支援について

[課 題]

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に通所系サービス事業所においては利用自粛等、大きく介護報酬が減少しており、事業継続への支障を訴える事業所も見受けられます。これに対して、これまでも、一定の条件のもと、訪問への切り替えや電話による安否確認、2区分上位の報酬区分の算定を可能にするなど、一定の配慮がなされているところです。しかしながら、当該取り扱いには利用者の同意が必要であり、また利用者の負担増があることから、説明に苦慮し、算定しない（できない）事業所が多く、利用が困難な制度となっています。

[要 望]

現在の臨時的な扱いは、同じ事業所が同じサービスを提供した場合においても、利用者個々人の同意の有無により介護報酬が異なるものとなり、通所系サービス事業所の減収に対する補填としても有効性に欠けるほか、利用者や事業所にとって理解が難しい制度となっていることから、減収に対応する給付金や、一律に算定できる体制加算など、利用しやすい制度の創設を要望いたします。

[所管課] 健康福祉局 福祉部 介護保険課

6. 住居確保給付金について

[課 題]

4月20日より住居確保給付金の要件緩和が行われているが、本来の制度設計から外れているため、様々な不都合が生じています。

要件緩和によりこれまでとは比較にならない程の相談、申請を受けている中で、細かな運用上の注意事項が多すぎて、相談者への説明が十分に行えていません。

また、審査業務や支払事務等の処理が追い付いていません。

[要 望]

制度の抜本的な見直しを行い、困窮者が利用しやすいものに改編することを国に働きかけて頂きますよう要望いたします。

[所管課] 健康福祉局 生活支援部 厚生課

7. 感染症発生動向調査事業にかかる国庫負担について

[課 題]

国の2次補正予算において、一部の地方単独事業などに対しては、国庫負担率が10/10の臨時交付金により手厚く支援していただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対策の主要業務であるPCR検査の実施や感染者の入院治療などにかかる費用については、地方負担が必要とされており、感染の拡大や国の方針による業務の拡充が、地方財政を圧迫しています。

[要 望]

国の方針として、地方自治体が実施する新型コロナウイルス感染症対策業務にかかる費用につきましては、全て国庫負担としていただくか、地方負担分を全額交付税措置の対象とすることを国に働きかけて頂きますよう要望いたします。

[所管課] 健康福祉局 保健所 保健予防課

8. 感染防止対策用資機材の安定供給について

[課 題]

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、救急現場等で使用する感染防止対策用資機材の確保が困難な状態が続いています。感染拡大の第2波に備え、感染防止対策用資機材の安定供給体制の整備が必要です。

[要 望]

今後、新型コロナウイルス感染症の第2波に備えるためにも、救急現場等で使用する感染防止対策用資機材の確保が急務であるため、資機材の安定供給に向け、引き続き、関係業界へ生産体制の強化を働きかけていただくとともに、不足している感染防止対策用資機材については、必要に応じて国から供給することを働きかけて頂きますよう要望いたします。

[所管課] 消防局 警防部 救急課

9. 医療スタッフの人的支援について

[課 題]

中央病院では、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるにあたり、手探りでの外来診療、入院患者の治療を開始せざるを得なかったこともあり、リーダー的スタッフを含め、自院の限定的な診療科等のスタッフによる対応となり、疲弊を招きました。

兵庫県から求められた新型コロナウイルス感染者入院病床数について、その最大数を受け入れるためには、当院では医師及び他の医療スタッフの増員も考えなければならない状況でした。結果として増員を求める程の入院患者数に至らなかったものの、今後懸念される感染症の拡大期には、新型コロナウイルス感染症支援スタッフ制度の創設が必要と考えます。

[要 望]

当院における今後のフェーズに合わせて確保すべき病床数では直ちに応援医師の派遣は必要でないと考えますが、感染症指定医療機関及び帰国者・接触者外来を実施している医療機関へは県下医療機関からの医療スタッフの人的支援を要望いたします。

具体的には実働可能な医師（含後期研修医）、看護師及び医療技術職といった人的支援を対象医療機関に応じ実施し、そのコーディネート体制の構築を要望いたします。

[所管課] 西宮市立中央病院 管理部 人事給与課

10. 新型コロナウイルス感染症の影響による学校施設改修工事の延期に伴う学校施設環境改善交付金交付決定事業の特例措置について

[課 題]

外壁改修、サッシ改修、トイレ改修、老朽化した全館空調設備改修など、大規模な改修工事については、教育活動に支障があるため、通常、長期休業する夏休み期間を利用して集中的に行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために長期にわたって学校を臨時休業としたことにより、授業日数の確保を目的として夏休みを大幅に短縮する方針となったため、多くの改修工事が予定通り実施できなくなりました。

そのため、当該事業は令和3年度以降の夏休みに延期せざるを得ません。

延期した工事の中には学校施設環境改善交付金の交付決定事業も含まれており、交付決定を受けたにも関わらず、事業実施ができない状況です。

[要 望]

新型コロナウイルス感染拡大防止を原因とする工事延期は、異常気象等と同様の避け難い事故と位置付け、令和2年度に学校施設環境改善交付金の交付決定を受けた事業（令和元年度に前倒しで交付決定を受け、令和2年度に繰り越した事業も含む）の中で延期を余儀なくされた事業については、既契約事業は事故繰越、未契約事業は再申請に対する優先採択等の特例措置を講じることを国に働きかけて頂きますよう要望いたします。

[所管課] 教育委員会 教育総括室 学校管理課